

# 令和5年度第1回枚方市景観審議会

日時: 令和5年11月6日(月) 16時から

1. 開 会
2. 審議案件
  - 【議案第1号】会長及び副会長の選出について
  - 【議案第2号】太陽光発電設備の設置に関する景観形成ガイドライン(案)について
  - 【議案第3号】デジタルサイネージに関する  
枚方市屋外広告物ガイドラインの改定(案)について
3. 報告案件
  - 【報告第1号】枚方市における景観に関する取り組みについて
4. 閉 会

 枚方市  
Hirakata City



## < 審議案件 >

### 議案第1号 会長及び副会長の選出について

 枚方市  
Hirakata City



## 枚方市景観条例(抜粋)

資料1-1

### 第7章 景観審議会

**第37条** 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として枚方市景観審議会を置く。

3 審議会は、委員13人以内で組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 公募による市民
- (5) 前各号に掲げる者のほか、当該調査審議に関し市長が適当と認める者

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営については、**枚方市附属機関条例第2条から第11条までの規定**を準用する。



## 枚方市附属機関条例(抜粋)

資料1-2

(会長及び副会長)

第4条 附属機関に、会長及び副会長を置く。

**2 会長及び副会長は、委員(臨時委員を含む。以下同じ。)の互選によって定める。ただし、副会長については、会長が必要と認めるときは、その指名により定めることができる。**

3 会長は、会務を総理し、附属機関を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を行う。



## 枚方市景観審議会委員名簿(五十音順・敬称略)

資料1-3

氏名	役職等
阿久井 康平	大阪公立大学 准教授
小野 仁子	枚方文化観光協会
亀元 靖彦	大阪府都市整備部 住宅建築局 建築環境課 課長補佐
佐古 和枝	関西外国語大学 教授
坪井 恵	北大阪商工会議所
豊留 孝治	市民委員
中嶋 節子	京都大学大学院 人間・環境学研究科 教授
三枝 寿夫	市民委員
山野 高志	大阪公立大学工業高等専門学校 教授
山本 寛	大阪弁護士会
若本 和仁	大阪大学大学院 准教授
綿谷 賢治	大阪屋外広告美術協同組合
渡邊 光法	一般社団法人 大阪府建築士事務所協会




## < 審議案件 >

### 議案第2号

太陽光発電設備の設置に関する  
景観形成ガイドライン(案)について




## 太陽光発電設備の設置に関する景観形成ガイドライン(案)について ガイドラインの背景と目的について

資料2

### 背景・目的

近年、地球温暖化の抑制に向けたゼロカーボン施策に伴い、長期安定的な主力電源として持続可能なものとなるよう、**太陽光発電設備の導入に向けた取り組みが推進されている。**

太陽光発電設備は、そのパネルの設置面積の広さから、**周辺景観に悪影響を及ぼす懸念がある。**

将来的な景観阻害要因となり得る、太陽光発電設備について景観誘導を行う手引きとしてガイドライン(案)の取りまとめを行った。


 枚方市  
Hirakata City


## 太陽光発電設備の設置に関する景観形成ガイドライン(案)について ガイドラインの位置づけ及び適用対象について

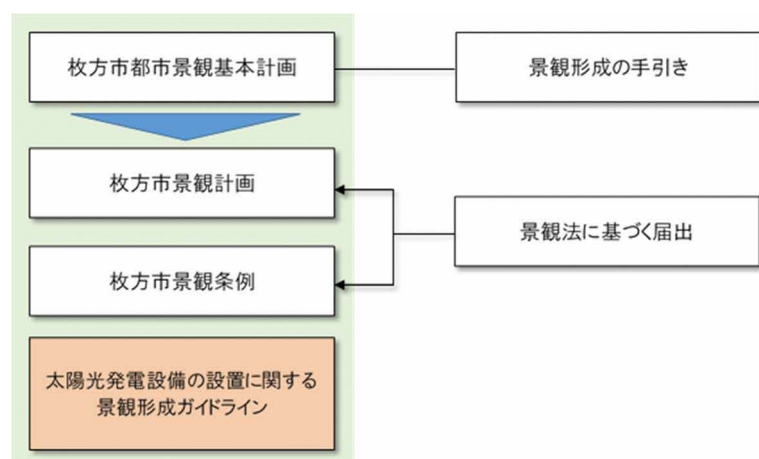
資料2

### ガイドラインの位置付け

本ガイドラインは、枚方市都市景観基本計画及び枚方市景観計画に示す景観づくりの基本方針などを踏まえ、さらに質の高い景観形成を推進するため、太陽光発電設備の望ましいあり方を示し、その計画・設計を行う際の**解説**及び本市の**指導・助言**の根拠として位置づけ

### ガイドラインの適用対象

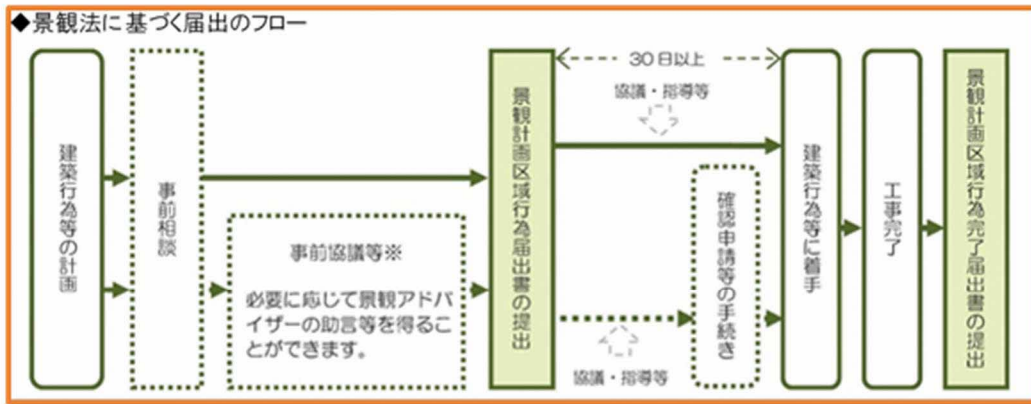
- ・建築物や工作物等の屋上・屋根等に設置するもの
- ・土地(水面を含む。)に自立するものに適用



 枚方市  
Hirakata City


太陽光発電設備の設置に関する景観形成ガイドライン(案)について  
 景観法に基づく届出手続きと本ガイドラインの関係について

資料2



太陽光発電設備の設置に関する景観形成ガイドライン(推奨基準)



太陽光発電設備の設置に関する景観形成ガイドライン(案)について  
 ガイドラインに定める景観形成推奨基準(共通事項について)

資料2

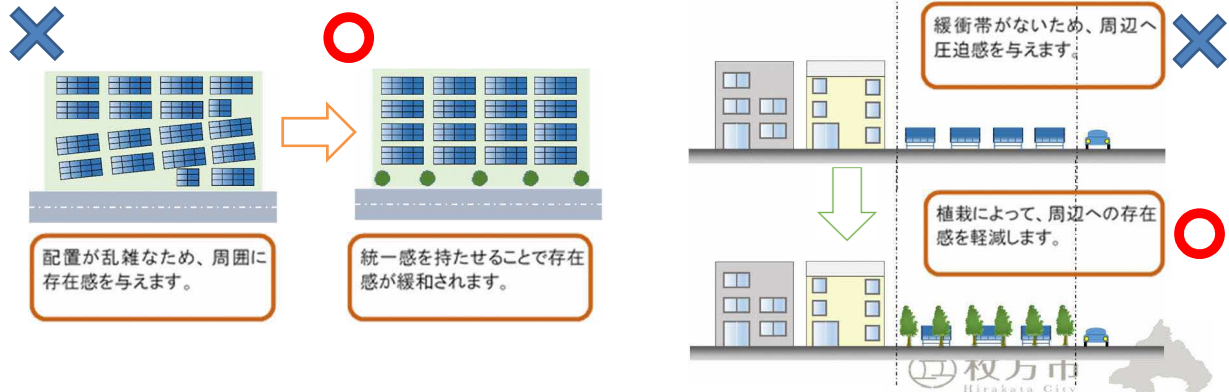
対象項目	景観形成推奨基準
全体計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 周辺の景観に調和したものになるよう工夫する。</li> <li>● 規模や地形等に応じ、太陽光パネルの向きや傾斜を揃え、統一感のある配置とするなどし、人工物の存在感を軽減する工夫をする。</li> <li>● 周辺の主要な道路や公園等の公共の場所から見える場所や、民家等に隣接した場所に設置する場合は、できるだけ後退して周辺景観や民家等への圧迫感の軽減し、太陽光の反射などに配慮するとともに、植栽などの緩衝帯を設け直接見えないよう目隠しを行うなど、できる限り目立たないようにする。</li> </ul>
太陽光パネル及びこれに附属するもの	<p>色彩</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 太陽光パネルの色彩は、原則として、黒又は濃紺系もしくは低明度・低彩度の目立たない色彩とするとともに、周辺から視認可能な場合は周囲の景観と調和した色彩(建築物の屋根等に設置する場合は、屋根等と一体的に見える色彩)とする。</li> <li>● フレームや架台の色彩はパネル部分と同色か、周辺の景観と調和する色彩とし、低明度かつ低彩度の目立たないものを使用する。</li> </ul>
	<p>意匠及び形態</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 太陽光パネル部分は、低反射性もしくは防眩性の高いものとし、模様が目立たないものを使用する。</li> <li>● 太陽光発電設備は高さを抑え、周辺の景観になじまない、著しく突出した意匠としない。</li> <li>● 勾配屋根に設置する場合は、屋根からの突き出しのないように設置する。</li> <li>● 陸屋根に設置する場合は、パネルの最上部をできるだけ低くし、目隠し等の修景を図る。</li> </ul>
附属設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>● パワーコンディショナやキュービクル、フェンス等の付帯設備は周辺の景観と調和した色彩とし、低彩度とする。</li> </ul>
緑化等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 敷地内には、緑を適切に配置する。</li> <li>● 樹木の伐採は必要最低限とし、既存樹木等の保全をする。</li> <li>● 道路から見える場所や、隣接して住宅等がある場合は、太陽光発電設備の目隠しとなるよう、境界付近に植栽もしくは塀等を設置する。</li> </ul>
維持管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 太陽光発電設備(付帯設備を含む)及び敷地については、定期的に保守点検を行うなど適切に維持管理し、時間的経過に伴う景観の悪化を防ぐよう努める。</li> </ul>

## 太陽光発電設備の設置に関する景観形成ガイドライン(案)について ガイドラインに定める景観形成推奨基準(共通事項について)

資料2

### ■ 共通事項(市内全域) 全体計画

対象項目	景観形成推奨基準(概略)
全体計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の景観に調和したものになるよう工夫する。</li> <li>・パネルの向きや傾斜を揃え、統一感のある配置とし、人工物の存在感を軽減する。</li> <li>・周辺や民家等への圧迫感の軽減し、植栽などの目隠しにより、目立たなくする。</li> </ul>

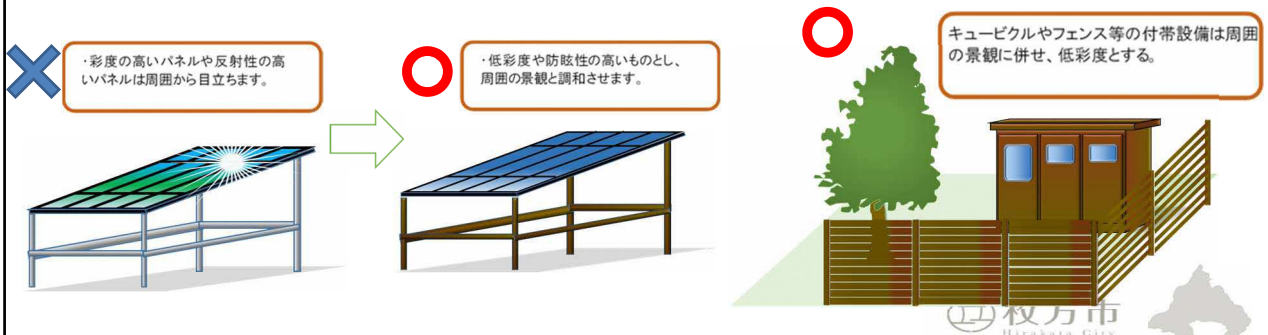


## 太陽光発電設備の設置に関する景観形成ガイドライン(案)について ガイドラインに定める景観形成推奨基準(共通事項について)

資料2

### ■ 共通事項(市内全域) 太陽光パネル及びこれに附属するもの

対象項目	景観形成推奨基準(概略)	
太陽光 パネル 及び これに 附属 するもの	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パネルは、黒又は濃紺系、低明度・低彩度とし、周囲の景観と調和する。</li> <li>・架台等はパネルと同色か、周囲の景観と調和し、低明度かつ低彩度とする。</li> </ul>
	意匠 及び 形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パネルは、低反射性もしくは防眩性のものとし、模様が目立たないものを使用する。</li> <li>・高さを抑え、周辺の景観になじまない、著しく突出した意匠としない。</li> </ul>
	附属設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・付帯設備は周囲の景観と調和した色彩とし、低彩度とする。</li> </ul>



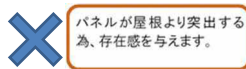


## 太陽光発電設備の設置に関する景観形成ガイドライン(案)について ガイドラインに定める景観形成推奨基準(共通事項について)

資料2

### ■共通事項(市内全域)太陽光パネル及びこれに附属するもの

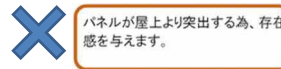
対象項目	景観形成推奨基準(概略)
太陽光パネル及びこれに附属するもの 意匠及び形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・勾配屋根に設置する場合は、屋根からの突き出しのないように設置する。</li> <li>・陸屋根に設置する場合は、最上部をできるだけ低くし、目隠し等の修景を図る。</li> </ul>



パネルが屋根より突出する為、存在感を与えます。



屋根面内に設置することで、屋根との一体感を持たせます。



パネルが屋上より突出する為、存在感を与えます。



屋上にルーバー等を設置することで、建物との一体感を持たせます。



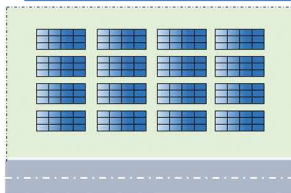
枚方市  
Hirakata City

## 太陽光発電設備の設置に関する景観形成ガイドライン(案)について ガイドラインに定める景観形成推奨基準(共通事項について)

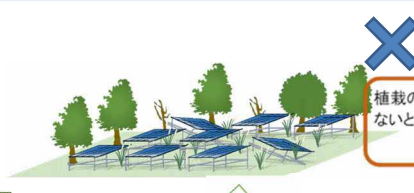
資料2

### ■共通事項(市内全域)緑化等、維持管理

対象項目	景観形成推奨基準(概略)
緑化等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内には、緑を適切に配置する。</li> <li>・樹木の伐採は必要最低限とし、既存樹木等の保全をする。</li> <li>・太陽光発電設備の目隠しとなるよう、境界付近に植栽もしくは塀等を設置する。</li> </ul>
維持管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的に保守点検を行い、適切に維持管理し、景観の悪化を防ぐよう努める。</li> </ul>



敷地内に植栽がないため、周囲に圧迫感や人工物の存在感を与えます。



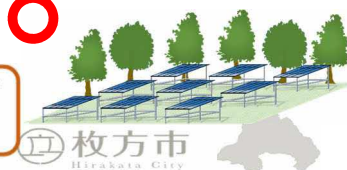
植栽の管理や設備の保全が適切でないと、周囲の景観に悪影響を与えます。



樹木の伐採を必要最低限とすることや道路等から見える位置に目隠しを施すことで圧迫感や存在感を軽減します。



適切に保全を行うことで、良好な景観が保たれます。



枚方市  
Hirakata City

## 太陽光発電設備の設置に関する景観形成ガイドライン(案)について ガイドラインに定める景観形成推奨基準(追加推奨基準について)

資料2

### ■追加推奨基準(東部景観区域)

対象項目	景観形成推奨基準
全体計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>山頂や尾根線、丘陵地や高台等での設置は避ける。やむを得ず設置する場合は、太陽光発電設備が山並みの景観から突出しないように工夫する。(土地の形状に違和感を与えない。)また、敷地外から直接見えないよう、植栽等で目隠しを行うなど、できる限り目立たなくすること。</li> </ul>

### ■追加推奨基準(景観重点区域)

対象項目	景観形成推奨基準
全体計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>景観重点区域、歴史的景観建造物近傍では、土地に自立する太陽光発電設備の設置を避ける。</li> </ul>
意匠及び形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋根に設置する場合は、街道側から直接見えないように配置する。</li> </ul>
太陽光パネル及びこれに附属するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>フレームや架台の色彩はパネル部分と同色か、派手なものとはせず、周辺の伝統的なまちなみに調和する色彩とする。</li> </ul>

### ■追加推奨基準(水上設置型太陽光発電設備)

対象項目	景観形成推奨基準
全体計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>太陽光パネルの水平投影面積は、水面全体の面積に対して概ね50%以下とする。</li> </ul>
太陽光パネル及びこれに附属するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>太陽光パネルを支持する架台等は、経年劣化により景観上の支障が生じない材料を使用する。</li> </ul>

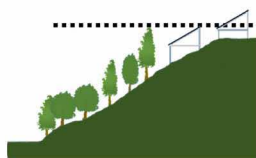
枚方市  
Higashi-Kanagawa City

## 太陽光発電設備の設置に関する景観形成ガイドライン(案)について ガイドラインに定める景観形成推奨基準(追加推奨基準について)

資料2

### ■追加推奨基準(東部景観区域)

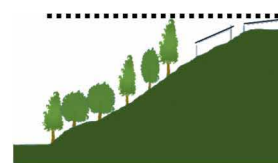
対象項目	景観形成推奨基準(概略)
全体計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>太陽光発電設備が山並みの景観から突出しないように工夫する。</li> </ul>



山頂等では、太陽光発電設備が突出することで、山並みの景観への違和感を与えます。



可能な限り、山頂や高台での設置は避けましょう。



周囲の樹木より高さを抑えることで、山並みからの突き出しを軽減します。

枚方市  
Higashi-Kanagawa City

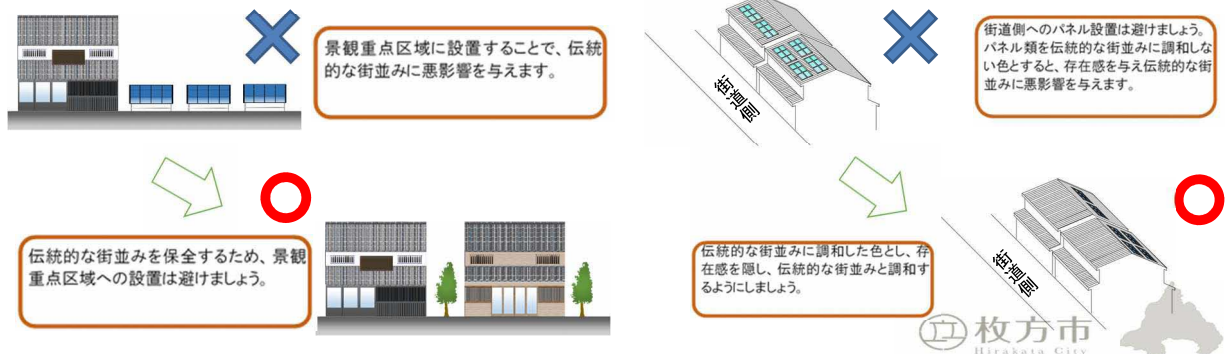


## 太陽光発電設備の設置に関する景観形成ガイドライン(案)について ガイドラインに定める景観形成推奨基準(追加推奨基準について)

資料2

### ■追加推奨基準(景観重点区域)

対象項目	景観形成推奨基準(概略)
全体計画	・景観重点区域土地に自立する太陽光発電設備の設置を避ける。
意匠及び形態	・屋根に設置する場合は、街道側から直接見えないように配置する。
太陽光パネル及びこれに附属するもの	・架台等の色彩はパネルと同色か、伝統的なまちなみに調和する色彩とする。

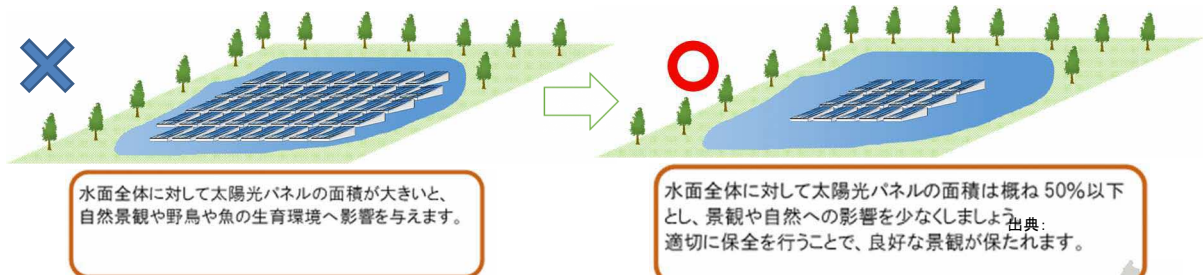
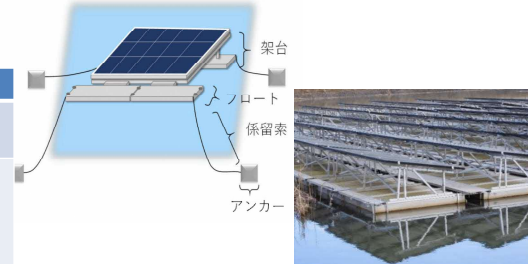


## 太陽光発電設備の設置に関する景観形成ガイドライン(案)について ガイドラインに定める景観形成推奨基準(追加推奨基準について)

資料2

### ■追加推奨基準(水上設置型太陽光発電設備)

対象項目	景観形成推奨基準(概略)
全体計画	・パネルの水平投影面積は、水面全体の面積に対して概ね50%以下とする。
太陽光パネル及びこれに附属するもの	・架台等は、経年劣化により景観上の支障が生じない材料を使用する。



出典：農業用ため池における水上設置型太陽光発電設備の設置に関する手引き  
NEDO 水上設置型太陽光発電システムの設計・施工ガイドライン

枚方市  
Hirakata City

## <審議案件>

### 議案第3号 デジタルサイネージに関する 枚方市屋外広告物ガイドライン の改定(案)について

 枚方市  
Hirakata City



枚方市屋外広告物ガイドラインの改定(案)について  
ガイドラインの背景と目的について

資料3

#### 背景・目的

ディスプレイ技術の進化や社会情勢の変化により、電子的な表示機器を用いたいわゆるデジタルサイネージという屋外広告物が**まちなかに広がりを見せている**。

デジタルサイネージは、情報伝達性に優れまちなみに賑わいを創出する一方で、その「光」「動き」「音」などから、**周辺景観に悪影響を及ぼす懸念がある**。

将来的な景観阻害要因となり得る、デジタルサイネージに関して、枚方市屋外広告物ガイドラインの改定を行った。

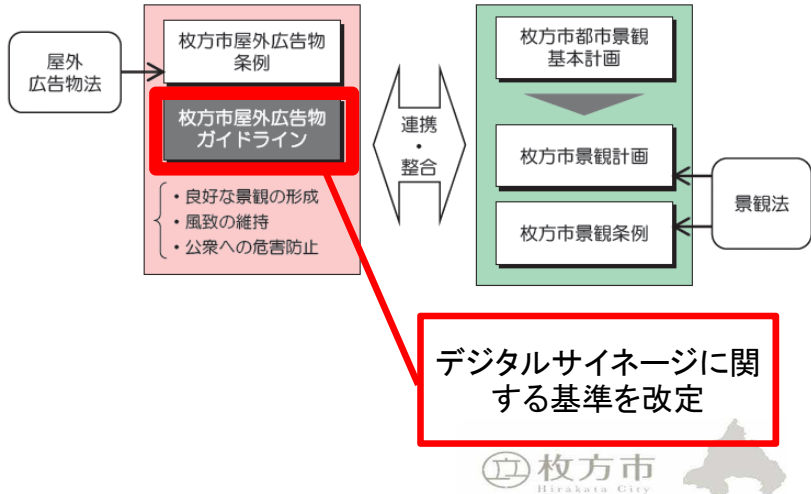
 枚方市  
Hirakata City



枚方市屋外広告物ガイドラインの改定(案)について  
ガイドラインの位置づけについて

資料3

ガイドラインの位置づけ



デジタルサイネージに関する基準を改定



枚方市屋外広告物ガイドラインの改定(案)について  
ガイドラインに定める推奨基準(新たなガイドラインについて)

資料3

■ガイドライン(旧)

区域区分	制限緩和区域	一般制限区域	重点制限区域
	商業地域 近隣商業地域	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域、市街化調整区域	左記以外
電光表示 (デジタルサイネージ)	(1面あたりの表示面積) 5㎡以内 地上からの高さ 10m以内	(1面あたりの表示面積) 5㎡以内 地上からの高さ 5m以内	表示・設置は控える

■ガイドライン(新)

区域区分	制限緩和区域	一般制限区域	重点制限区域
	商業地域 近隣商業地域	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域、市街化調整区域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域
表示面積 (1基あたり)	10㎡以内	5㎡以内	
掲載等	屋上広告物	原則、表示・設置は控える	
	壁面広告物	建物の幅・高さの範囲内	建物の幅・高さの範囲内かつ地上面から広告物上端までの高さは、4m以内
	その他広告物	地上からの高さ 10m以内	地上からの高さ 4m以内
	突出広告物	原則、表示・設置は控える	
表示位置	交差点付近・信号機・標識等の近傍への表示・設置は控える 連続(2台以上)して設置する場合、輝度に配慮する		
表示画面・表示映像	輝度	日中：表示内容が見える範囲で明るさを抑える 夜間：800cd/m <sup>2</sup> 以下	
	色彩	派手な高彩度色は控える 背景色に明度の高い色は控える	
	速度	ゆっくりとした画面転換とし、点滅や動きの速い動画は控える	
表示時間	店舗等に付帯して表示・設置するものは、原則、営業時間内とする		
表示内容 (コンテンツ)	不快感や不安感を与えるものは控える 公序良俗に反するものは控える ニュースや災害時の情報、地域の情報などを きめることを検討する		
音響	周囲に不快感を与える音量・音色は控える 音量を設置後に調整できる仕様とする		

表示・設置は控える



枚方市屋外広告物ガイドラインの改定(案)について  
 ガイドラインに定める推奨基準(現在のガイドラインについて)

資料3

区域区分	制限緩和区域	一般制限区域	重点制限区域
	商業地域 近隣商業地域	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域、市街化調整区域	左記以外
電光表示 (デジタルサイネージ)	(1面あたりの表示面積) 5㎡以内	(1面あたりの表示面積) 5㎡以内	表示・設置は控える
	地上からの高さ 10m以内	地上からの高さ 5m以内	

枚方市屋外広告物ガイドラインの改定(案)について  
 ガイドラインに定める推奨基準(規模等の基準)

資料3

区域区分	制限緩和区域	一般制限区域	重点制限区域	
	商業地域 近隣商業地域	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域、市街化調整区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域	
表示面積(1面あたり)	(5㎡) ⇒ <b>10㎡以内</b>	5㎡以内	表示・設置は控える	
規模等	屋上広告物	原則、表示・設置は控える		
	壁面広告物	(地上からの高さ10m以内) ↓ <b>建物の幅・高さの範囲内</b>		建物の幅・高さの範囲内かつ 地上面から広告物上端までの高さは、 (5m) ⇒ <b>4m以内</b>
	その他広告物	地上からの高さ10m以内		地上からの高さ(5m) ⇒ <b>4m以内</b>
突出広告物	表示・設置は控える			

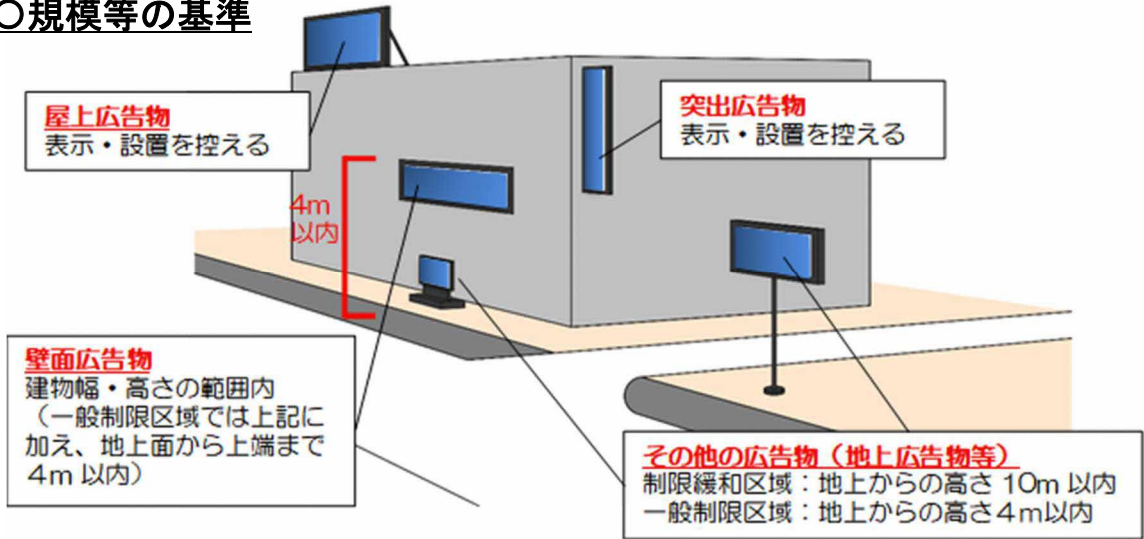
( )の数値は既存の基準を記載



枚方市屋外広告物ガイドラインの改定(案)について  
ガイドラインに定める推奨基準(規模等の基準)

資料3

○規模等の基準



枚方市屋外広告物ガイドラインの改定(案)について  
ガイドラインに定める推奨基準(表示位置の基準)

資料3

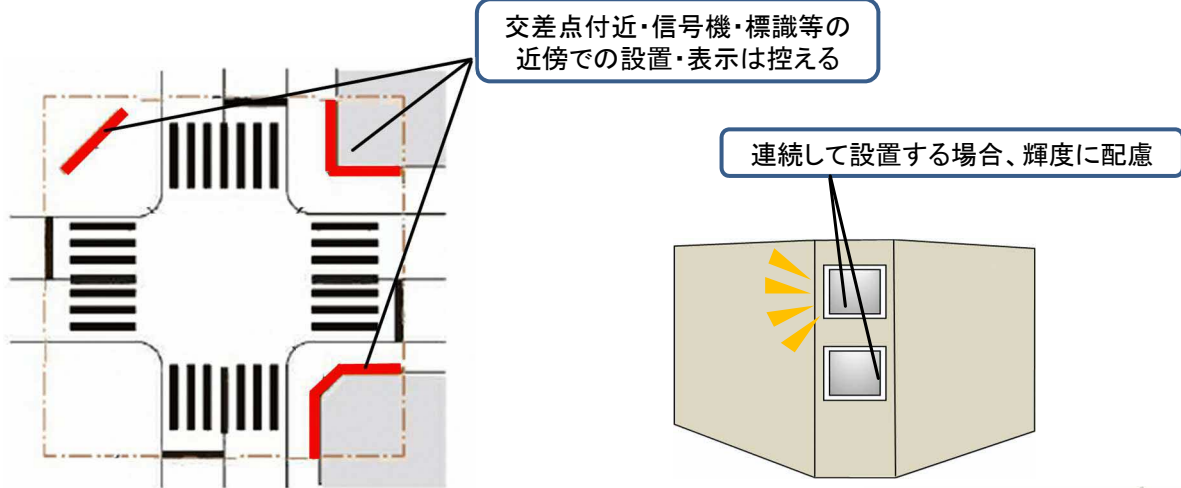
区域区分	制限緩和区域	一般制限区域	重点制限区域
	商業地域 近隣商業地域	第一種住居地域、第二種住居地域、 準住居地域、準工業地域、 工業地域、工業専用地域、 市街化調整区域	第一種低層住居専用地域、 第二種低層住居専用地域、 第一種中高層住居専用地域、 第二種中高層住居専用地域
表示位置	交差点付近・信号機・標識等の近傍への表示・設置は控える 連続(2台以上)して設置する場合、輝度に配慮する		
表示画面・ 表示映像	輝度	日中：表示内容が見える範囲で明るさを抑える 夜間：800cd/m <sup>2</sup> 以下	
	色彩	派手な高彩度色は控える 背景色に明度の高い色は控える	
	速度	ゆっくりとした画面転換とし、 過度な点滅や動きの速い動画は控える	
表示時間	店舗等に付帯して表示・設置するものは、 原則、営業時間内とする		
表示内容 (コンテンツ)	不快感や不安感を与えるものは控える 公序良俗に反するものは控える ニュースや災害時の情報、地域の情報などを 含むことを検討する		
音響	周囲に不快感を与える音量・音色は控える 音量を設置後に調整できる仕様にする		

表示・設置は控える

枚方市屋外広告物ガイドラインの改定(案)について  
ガイドラインに定める推奨基準(表示位置の基準)

資料3

○表示位置の基準



枚方市 Hirakata City

枚方市屋外広告物ガイドラインの改定(案)について  
ガイドラインに定める推奨基準(表示画面・表示映像の基準)

資料3

区域区分	制限緩和区域 商業地域 近隣商業地域	一般制限区域 第一種住居地域、第二種住居地域、 準住居地域、準工業地域、 工業地域、工業専用地域、 市街化調整区域	重点制限区域 第一種低層住居専用地域、 第二種低層住居専用地域、 第一種中高層住居専用地域、 第二種中高層住居専用地域
表示位置	交差点付近・信号機・標識等の近傍への表示・設置は控える 連続(2台以上)して設置する場合、輝度に配慮する		表示・設置は控える
表示画面・ 表示映像	輝度	日中：表示内容が見える範囲で明るさを抑える 夜間：800cd/m <sup>2</sup> 以下	
	色彩	派手な高彩度色は控える 背景色に明度の高い色は控える	
	速度	ゆっくりとした画面転換とし、 過度な点滅や動きの速い動画は控える	
表示時間	店舗等に付帯して表示・設置するものは、 原則、営業時間内とする		
表示内容 (コンテンツ)	不快感や不安感を与えるものは控える 公序良俗に反するものは控える ニュースや災害時の情報、地域の情報などを 含めることを検討する		
音響	周囲に不快感を与える音量・音色は控える 音量を設置後に調整できる仕様にする		



枚方市屋外広告物ガイドラインの改定(案)について  
ガイドラインに定める推奨基準(表示画面・表示映像の基準)

資料3

○表示画面・表示映像の基準

**輝度**  
日中：表示内容が見える範囲で明るさを抑える  
夜間：800cd/m<sup>2</sup>以下  
(※一般的なテレビ等の輝度は1000cd/m<sup>2</sup>)

**色彩**  
派手な高彩度色は控える  
背景色に明度の高い色は控える

**速度**  
ゆっくりとした画面転換とし、過度な点滅や動きの速い動画は控える

枚方市 Hirakata City

枚方市屋外広告物ガイドラインの改定(案)について  
ガイドラインに定める推奨基準(表示時間・表示内容・音響の基準)

資料3

区域区分	制限緩和区域	一般制限区域	重点制限区域
区域区分	商業地域 近隣商業地域	第一種住居地域、第二種住居地域、 準住居地域、準工業地域、 工業地域、工業専用地域、 市街化調整区域	第一種低層住居専用地域、 第二種低層住居専用地域、 第一種中高層住居専用地域、 第二種中高層住居専用地域
表示位置	交差点付近・信号機・標識等の近傍への表示・設置は控える 連続(2台以上)して設置する場合、輝度に配慮する		表示・設置は控える
表示画面・ 表示映像	輝度	日中：表示内容が見える範囲で明るさを抑える 夜間：800cd/m <sup>2</sup> 以下	
	色彩	派手な高彩度色は控える 背景色に明度の高い色は控える	
	速度	ゆっくりとした画面転換とし、 過度な点滅や動きの速い動画は控える	
表示時間	店舗等に付帯して表示・設置するものは、 原則、営業時間内とする		
表示内容 (コンテンツ)	不快感や不安感を与えるものは控える 公序良俗に反するものは控える ニュースや災害時の情報、地域の情報などを 含めることを検討する		
音響	周囲に不快感を与える音量・音色は控える 音量を設置後に調整できる仕様にする		

## 枚方市屋外広告物ガイドラインの改定(案)について ガイドラインに定める推奨基準(表示内容・音響における配慮事項について)

資料3

### ■表示内容(コンテンツ)における配慮事項について

- ① 見る人に不快感や不安感を与えないものとしましょう。
  - ・性別、年齢を問わず、不特定多数に不快の念を与えるもの
- ② 公序良俗に反しないものとしましょう。
  - ・暴力的、反社会的なもの
  - ・性的なもの
  - ・人権侵害や差別につながるもの
- ③ ニュースや災害時の情報、地域の情報などを含めることを検討しましょう。
  - ・天気予報
  - ・災害情報、広域避難場所
  - ・近日近隣で開催される公共イベント

### ■音響における配慮事項について

- ・地上からの高さ4mを超える位置のものは、原則、音聲は控えるようにしましょう。  
(災害等緊急時を除く。)
- ・表示内容はなるべく音聲に依存しない内容とすることを検討しましょう。



## 枚方市屋外広告物ガイドラインの改定(案)について ガイドラインに定める推奨基準(その他の配慮事項について)

資料3

### ■その他の配慮事項について

- ・住宅地に向けた表示は控えましょう。
- ・維持管理について動産保険(※)への加入を検討しましょう。
- ・道路付近に設置する場合は、表示・設置が交通安全上の支障がないか、道路管理者や交通管理者(警察・公安委員会)へ確認しましょう。
- ・輝度や点灯時間等について夜間景観に配慮しましょう。

※ 「動産保険」…パソコン、プリンター等の事務機器並びに什器(日常生活用の器具)に対し、不測かつ突発の外的要因による事故や故障に対応するもの。



## 報告第1号 枚方市における景観に関する取り組みについて

1. 景観について
2. 屋外広告物について
3. 枚方宿地区について
4. 景観アドバイザー会議について



## 1. 景観について

- ①景観計画区域について
- ②景観法に基づく届出の状況



## ① 景観計画区域について

資料4

【景観計画区域】  
枚方市全域（65.12 km<sup>2</sup>）



## 【区域区分】

## ① 一般区域

「景観形成区域」と「景観重点区域」を除く区域

## ② 景観形成区域

景観計画区域のうち、良好な景観の形成を推進する必要がある区域を指定します。

## i. 道路景観軸の区域

国道1号・170号、第二京阪道路の道路境界から両側50m幅の区域。

## ii. 河川景観軸の区域

淀川沿岸から500m幅の区域と、穂谷川・天野川沿岸から50m幅の区域。

## iii. 東部景観区域

第二京阪道路より東側の区域。

## ③ 景観重点区域

景観計画区域のうち、良好な景観を形成する上で特に重要である区域

枚方市  
Hirakata City

## ② 景観法に基づく届出等の状況

資料4

	R1 (H31)	R2	R3	R4	R5 (9月末時点)
景観法第16条 第1項に基づく行為の届出	35件	19件	21件	24件	10件
景観法第16条 第2項に基づく変更の届出	3件	4件	9件	7件	3件
景観法第16条 第5項に基づく通知	6件	1件	1件	3件	1件
合計	44件	24件	31件	34件	14件

枚方市  
Hirakata City

## 2. 屋外広告物について

- ① 枚方市屋外広告物条例に基づく許可の状況
- ② 屋外広告物周知安全啓発パトロール活動



### ① 枚方市屋外広告物条例に基づく許可の状況

資料4

	R1 (H31)	R2	R3	R4	R5 (9月末時点)
条例第9条に基づく 許可（新規）	86件	58件	64件	94件	46件
条例第9条第1項に 基づく許可 （継続）	381件	305件	426件	359件	176件
条例第12条第1項に 基づく許可（変更）	20件	16件	28件	11件	4件
合計	487件	379件	518件	464件	226件



## ②屋外広告物周知安全啓発パトロール活動

資料4

### ・周知啓発パトロール活動内容

	対象地域	活動内容
R1 (H31)	・枚方市駅周辺	大阪屋外広告美術協同組合と連携し、以下について実施。  ・条例周知、安全啓発ビラの配布 ・目視点検による安全点検等の助言を行った。 ・郵送による文書通知
R2	・枚方市駅周辺 (府道139号線沿い)	
R3	・枚方市駅周辺	
R4	・枚方市駅周辺	
R5	・枚方市駅周辺 (市駅・枚方宿地区)	



・パトロール実施状況

### 屋外広告物の許可手続き 忘れていませんか？

**屋外広告物の設置には許可が必要です！**

- ✓ 枚方市では、平成26年度から大阪府より事務移譲を受け、枚方市屋外広告物条例に基づき屋外広告物の許可事務を行っています。(屋外広告物法：昭和24年施行)
- ✓ 敷地内にある全ての屋外広告物（看板）の表示面積の合計が「7㎡」を超える広告物を表示・設置するには、市の許可が必要です。
- ✓ 許可が必要な屋外広告物が無許可となっている場合は、違法広告物に該当しますので、速やかに許可手続きをして下さい。
- ✓ 取下事故物を防ぐために、適正な安全点検の実施が必要です。

**条例に違反して屋外広告物を表示・設置した場合は、法的措置として改善命令、代執行、罰則の規定があります！**

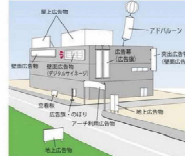
#### 申請の方法について

裏面の申請書様式とおおよび枚方市HP「屋外広告物の基準と許可申請等の手続き」をご覧ください。

#### 【ポイント】

- ・屋外に設置されている広告物すべての「範囲換」が対象となります。
- ・2品以上、面積合計が必要となり、その都度申請が必要となります。
- ・テナントビルに入居している場合で、他社の広告物も併せて設置されている場合は、まとめて一括で申請する必要がありますので、ビル管理会社等とご相談ください。
- ・高さ4m超又は1基あたりの表示面積7㎡超の広告物は有資格者による点検が必要となり、その報告書を併せて届出する必要があります。

#### 【規制対象となる屋外広告物の種類】



#### 【屋外広告物とは】

条例又は一定の規制対象として屋外に公衆に対して表示・設置される看板、地上広告物、壁面広告物、屋上広告物、などの広告物をいいます。  
この中には商業広告など営利目的のものももちろん、個人の名前や事務所・店舗名、ユーティリティサイン、シンボルマーク、商標等の表示なども含まれます。

＜お問い合わせ先＞  
枚方市 都市建設部 住宅まちづくり課  
建設・住宅グループ  
TEL: 072-844-1478 (直通)  
MAIL: jumashi@city.hirakata.osaka.jp  
HP: 枚方市HPより「屋外広告物」で検索



・安全啓発ビラ 

## 3. 枚方宿地区について

- ① 枚方宿地区における修景助成
- ② 歴史的景観建造物の修景
- ③ 住宅等の修景



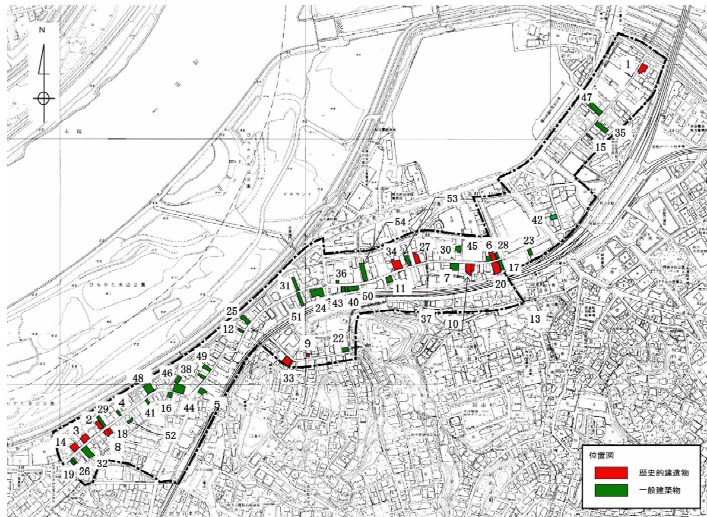




## ①枚方宿地区における修景助成

資料4

本市の歴史と文化を色濃く残す枚方宿地区において、歴史的景観を保全整備し魅力あふれる街なみを形成するため、歴史的景観の保全や整備を行う所有者等に対して、枚方市歴史的景観の保全等に係る補助金を交付しております。



年 度	補助件数
H14~27	43件
H30	2件
R1(H31)	3件
R2	1件
R3	2件
R4	3件
R5 (9月末時点)	0件
合 計	54件

枚方市  
Hirakata City

## ②歴史的景観建造物の修景

資料4

- ◆歴史的景観建造物の修景 14件（最終指定：平成25年度）
- ◆歴史的景観建造物の保全及び整備に対する補助
- ◆直近の事例（平成25年度）



修景前



修景後

枚方市  
Hirakata City

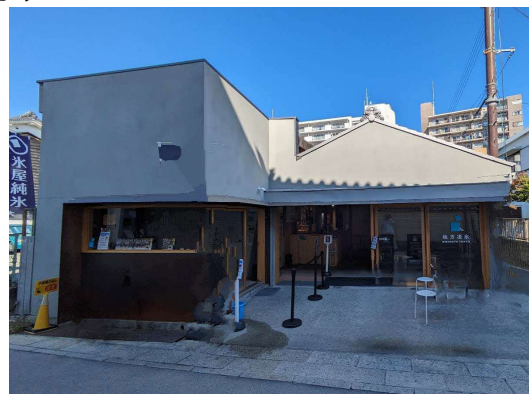
### ③住宅等の修景

資料4

- ◆住宅等の修景 40件（令和5年9月時点）
- ◆地区内の住宅、店舗等の外観の修景整備に対する補助
- ◆直近の事例（令和4年度 完了）



修景前



修景後


 枚方市


## 4. 景観アドバイザー制度について

- ① 景観アドバイザー制度の概要について
- ② 景観アドバイザー会議の開催状況


 枚方市


## ①景観アドバイザー制度の概要について

資料4

- 景観条例第39条に基づき、良好な景観の形成のための取組について、専門的な助言を得るため、景観の形成に関し専門的な知識及び経験を有する方を景観アドバイザーとして設置しております。
- 事業者の助言依頼に応じ、会議開催しております。
- また、周辺景観への影響が特に大きいと考えられる計画については、制度の活用をお願いしております。

枚方市景観アドバイザー名簿（敬称略・五十音順）	
下村 泰彦	大阪公立大学大学院 名誉教授
田中 義久	公益社団法人 大阪府建築士会
中井川 正道	京都美術工芸大学教授




## ②景観アドバイザー会議の開催状況

資料4

年度	依頼者	名称	種別
R1	事業者	ネーミングライツ事業 サイン計画 4件	屋外広告物
	事業者 枚方市	教育関連施設 ネーミングライツ事業 募集要項 設置基準 3種	寮等 屋外広告物
R2	事業者	枚方市駅周辺地区第一種市街地再開発事業	店舗、共同住宅、事務所、ホテル等
R3	事業者	枚方市駅周辺地区第一種市街地再開発事業 3工区	店舗、共同住宅、事務所、ホテル等
	事業者	枚方市駅周辺地区第一種市街地再開発事業 2工区	店舗、共同住宅等
R4	事業者	光善寺駅西地区市街地再開発組合	複合商業施設、共同住宅等
	事業者	枚方市駅周辺地区第一種市街地再開発事業 1工区	診療所、物販店舗、飲食店等
	枚方市	中宮浄水場更新事業	浄水施設
R5	大阪広域水道企業団	村野浄水場西系施設更新工事	浄水施設
	事業者	枚方市駅周辺地区第一種市街地再開発事業 駅前広場	駅前広場
	枚方市	ネーミングライツ事業 募集要項 設置基準 6箇所	屋外広告物
	枚方市	枚方市立禁野小学校整備事業	小学校

## その他 連絡事項

### ①マイナンバーについて

- 今回初めて出席していただいた委員は、「個人番号記入用紙」をお帰りの際に事務局にて回収させていただきます。

### ②議事録の確認について

- メールにて議事録の確認依頼をさせていただきますので、ご確認をお願いいたします。

### ③議事録の署名について

- 議事録確定後、議事録署名人の押印依頼を郵送させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

